

生活支援 各サービスの紹介

総合事業における 訪問型サービス

介護保険法の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）による、本人が一人では困難な日常生活を支援するサービスです。対象となる方の身体・生活状況に応じて利用が可能です。

利用できる方 要支援者1・2、事業対象者

■ 予防訪問サービス

利用料金 月額制であり、国の基準に基づいて設定されています。

利用回数 実際の利用回数については身体・生活状況に応じて異なり、ケアプランに基づきます。

■ 生活援助サービス

利用料金 1回の利用につき60分以内のサービスであり、区の基準に基づいて金額が設定されています。

利用回数 実際の利用回数については身体・生活状況に応じて異なり、ケアプランに基づきます。

■ シルバーサポート

利用料金 1時間あたり200円

利用回数 月に最大5時間まで。月1回5時間や月5回1時間ずつ等、必要に応じて柔軟に変更可能です。

- ◆ 外出支援（病院や地域活動の場等への同行）等の利用が可能です。
- ◆ シルバー人材センターの会員が行います。

重い

身体の不自由さ

軽い

私費訪問 サービス

生活の実情に応じた幅広い支援が可能なサービスです。私費訪問サービスでは要支援・事業対象者等の条件はありません。

利用できる方 どなたでも利用可能です

利用内容 介護保険では利用できない余暇活動の支援や、家族に対するサービスも実施可能です。

利用料金 サービス業者や支援内容によって料金は異なります。

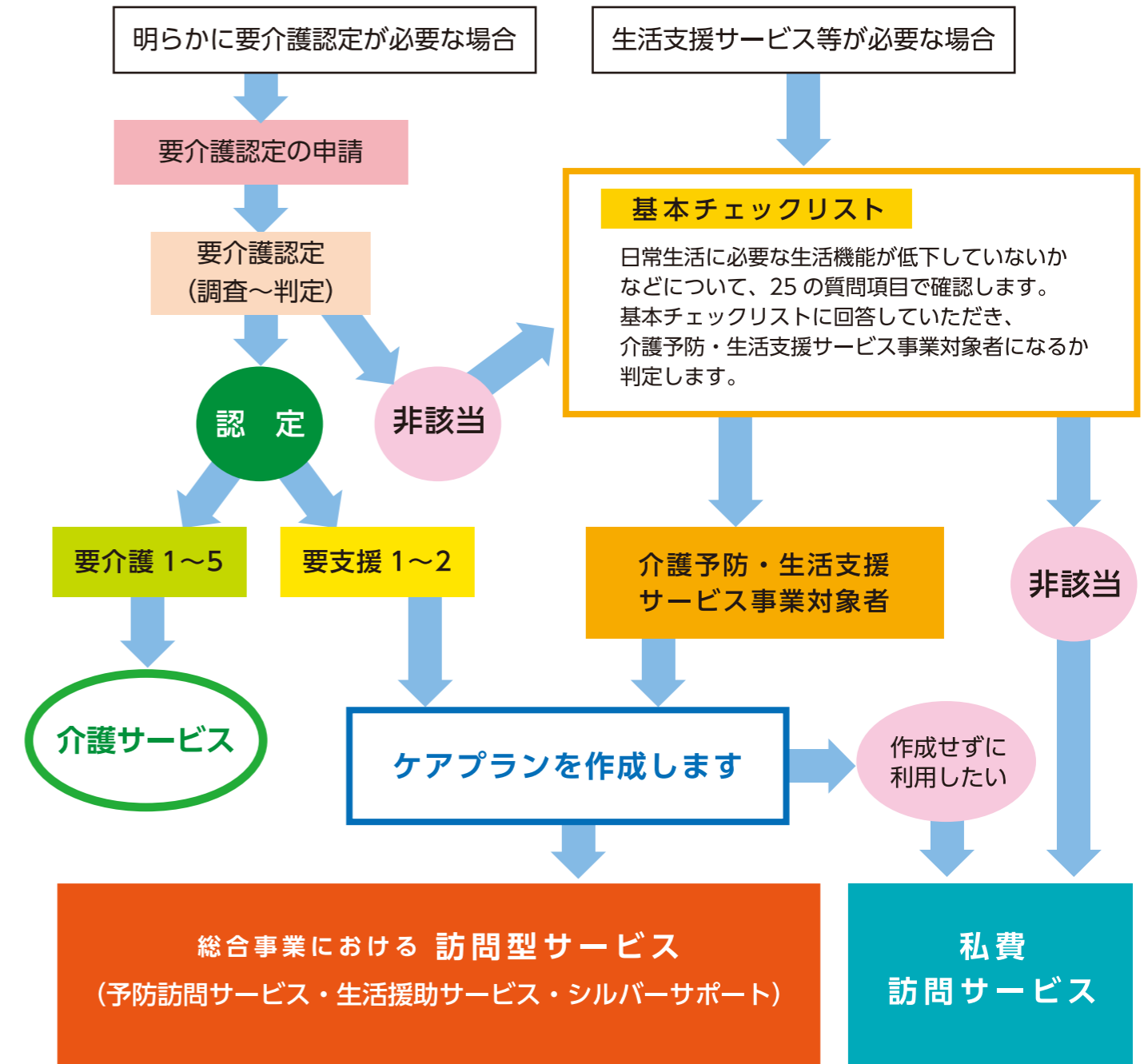
利用回数 事業者毎に異なります。

生活支援サービス利用の手順

相談する（65歳以上の方）



生活する上で何かお困りごとがありましたら
まずは **地域包括支援センター** へ相談してみましょう



私費訪問サービス との併用も可能です

★ご自身の生活に合ったサービスの組み合わせ等利用方法については
担当のケアマネジャーか、**地域包括支援センター** へご相談ください。